

副

第12回黒潮町議会12月定例会会議録

平成24年12月7日 開会

平成24年12月19日 閉会

黒 潮 町 議 会

黒潮町議会 12 月定例会会議状況

月 日	曜日	会 議	行 事
12 月 7 日	金	本会議	開会・会期の決定・提案理由の説明
12 月 8 日	土	休 会	休会
12 月 9 日	日	休 会	休会
12 月 10 日	月	本会議	質疑・委員会付託・委員会
12 月 11 日	火	休 会	委員会
12 月 12 日	水	休 会	委員会
12 月 13 日	木	休 会	委員会
12 月 14 日	金	本会議	一般質問
12 月 15 日	土	休 会	休 会
12 月 16 日	日	休 会	休 会
12 月 17 日	月	本会議	一般質問
12 月 18 日	火	本会議	一般質問
12 月 19 日	水	本会議	一般質問・委員長報告・ 委員長報告に対する質疑、討論、採決・閉会

黒潮町告示第 72 号

平成 24 年 12 月第 12 回黒潮町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 24 年 11 月 30 日

黒潮町長 大 西 勝 也

記

- | | | |
|-----|---|------------------|
| 1 期 | 日 | 平成 24 年 12 月 7 日 |
| 2 場 | 所 | 黒潮町本庁舎 3 階 議会議事堂 |

平成24年12月7日(金曜日)

(会議第1日目)

応招議員

1番	小松孝年	2番	下村勝幸	3番	西村將伸
4番	坂本あや	5番	亀沢徳明	6番	宮地葉子
7番	矢野昭三	8番	山崎正男	9番	藤本岩義
		11番	森治史	12番	宮川徳光
13番	池内弘道	14番	濱村博	15番	小永正裕
16番	山本久夫				

不応招議員

10番 明神照男

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	植田壯
総務課長	松田博和	情報防災課長	松本敏郎
税務課長	米津芳喜	住民課長	松本輝雄
健康福祉課長	宮川茂俊	農業振興課長	松田二
まちづくり課長	武政登	産業推進室長	森下昌三
地域住民課長	大塚一福	海洋森林課長	浜田仁司
建設課長	森田貞男	会計管理者	濱田啓
教育委員長	山下一夫	教育長	坂本勝
教育次長	金子富太		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒井益利

書記 小橋和彦

議長は会議録署名議員に次の二人を指名した。

8番 山崎正男

9番 藤本岩義

議事日程第1号

平成24年12月7日 9時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第50号から議案第58号
(提案理由の説明)

●町長から提出された議案

- 議案第 50 号 さが道の駅用地造成（進入路設置）工事の請負契約の変更契約の締結について
- 議案第 51 号 黒潮町証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 52 号 黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 53 号 黒潮町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 議案第 54 号 平成 24 年度黒潮町一般会計補正予算について
- 議案第 55 号 平成 24 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 議案第 56 号 平成 24 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について
- 議案第 57 号 幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更について
- 議案第 58 号 黒潮町の消費生活相談等の事務の委託の廃止について

●委員会に付託した陳情・要請・請願

- 陳情第 17 号 MV22 オスプレイの配備撤回と訓練中止を求める意見書採択を求める陳情書について
- 陳情第 18 号 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情書について
- 陳情第 19 号 介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める陳情書について
- 陳情第 20 号 食品等の放射能測定に関する陳情書について

議 事 の 経 過

平成 24 年 12 月 7 日
午前 9 時 00 分 開会

議長（山本久夫君）

おはようございます。

ただ今から、平成 24 年 12 月第 12 回黒潮町議会定例会を開会します。

これより、日程に従って会議を進めますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告をします。

初めに、欠席者の報告を致します。

明神照男君から欠席の申し出が提出されましたので、報告致します。

次に、報告第 46 号から 49 号までが町長から、報告第 50 号から 53 号までが監査委員から提出されました。

議席に配付してありますので、ご了承願います。

次に、本日までに受理しました陳情書は議席に配付しております文書表のとおりです。陳情第 17 号を総務常任委員会に、第 18 号から 20 号までを教育厚生常任委員会に付託します。

次に、議長の行動報告につきましては議席に、また、町長の行動報告につきましては全員協議会でそれぞれ配付しておりますので、これをもって報告に代えさせていただきます。

以上で、諸般の報告を終わります。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（大西勝也君）

おはようございます。

本日、平成 24 年 12 月定例議会を招集致しましたところ、何かとご多用のところ多数のご出席をいただきましてありがとうございます。質疑、委員会審議、一般質問等、真摯（しんし）に対応させていただきますので、慎重なご審議をよろしくお願い致します。

それでは、9 月定例議会以降の主なもの行政報告をさせていただきます。

まず、地区別懇談会の取り組みについてでございます。

就任以来、住民の皆さまの意見をより多く行政に反映するため地区別懇談会を計画し、一昨年 7 月 29 日の鈴地区を皮切りに取り組んでまいりました。

概要につきましては、昨年 12 月議会で報告さしていただいておりますけれども、日程調整の関係で残っております 2 地区につきましても、11 月 24 日の鞭地区を最後に終了致しましたので報告させていただきます。

この間、住民の皆さまには夜分お疲れのところをお集まりいただき、本当にありがとうございます。あらためてお礼を申し上げる次第でございます。

取り組みの状況につきましては、57 集落の全出席者数は 1,232 名で、平均すると 22 人となっております。最大出席地区は 3 地区合同で行った所が 107 名、最小は 6 名となっております。また、女性の参加者が約 37 パーセントございました。

今回、地区別懇談会では 904 件の要望、意見等がございました。

中でも特に多かったのが、施設整備時期と重なったため情報基盤整備事業に対するもので、123 件となって

おります。

次に多かったものが、地域要望と区分させていただいたもの104件でございます。

3番目に多かったものが、昨年の3月11日以降特に増加した、地震、津波対策の意見で92件でございます。

そのほかにも、遅れている生活基盤の改善、道路行政にかかわるものが88件、庁舎問題41件、財政問題40件、教育問題33件などとなっております。

この地区別懇談会でいただいたご意見、要望、した激励を、庁内各部署、職員各自において確認し、今後の町政推進に役立ててまいります。

次に、土佐くろしお鉄道中村・宿毛線の第4次基金造成についてでございます。

昭和62年、国鉄の民営化により受け継いだ、土佐くろしお鉄道中村・宿毛線は、現在、県と四万十町および幡多6市町村で運営していることはご承知のところではございます。

幡多地域の基幹公共交通機関として重要な責務を負っておりますが、開業当初から厳しい経営が続き、平成17年度からは第2次、第3次と基金造成計画を行い、経営支援を続けてきているところでございます。

平成23年度の輸送実績は、年間72万1,000人、1日平均約2,000名を数え、幡多地域の生活路線としての役割はもとより、高知市や県外を結び、県西南地域の振興を支える基幹的な公共交通機関であり、中村・宿毛線の継続運行のため、さらなる経営改善と利用促進とともに、第4次の基金造成が必要との判断から、平成25年度から平成29年度の5カ年を第4次基金造成期間と定め、支援を行うことを構成機関の総会で確認致しました。

基金造成計画は、5カ年で10億円とし、高知県が2分の1、関係7市町村が2分の1とし、黒潮町の基金造成額は単年度1,643万5,000円、5年間で8,217万5,000円となります。

町民の皆さまの、土佐くろしお鉄道中村・宿毛線のさらなる利用促進をお願いするものでございます。

次に、国土交通省と県の発注工事をめぐる談合問題に対する黒潮町の指名停止についてでございます。

国土交通省と県の発注工事をめぐる談合問題で、平成24年10月17日、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第7条第2項の規定に基づき、排除措置命令が出されました。これを受け、国土交通省は関係する41社に、高知県は同37社に、それぞれの基準に基づき指名停止措置を実施されました。

これらを受け、黒潮町におきましても、黒潮町建設工事指名停止等措置要領に基づき、指名停止措置を平成24年10月26日付で行いました。

黒潮町の指名停止措置の概要は、対象業者のうち町に指名願いの提出のある29社に対し、過去の指名停止事案も参考にし、町の発注工事ではありませんが、県内で発生した違反行為であることを重く受け止め1カ月を加算。さらに、主導的立場にあった3社に対し2カ月を加算した措置とさせていただきました。これにより基本を5カ月間、最長7カ月間とし、課徴金免除制度が適用された2社を2分の1の期間に短縮。また、事前通知を受け取った旨の申し出があった業者に対し、申出期間を指名停止期間に算入し、指名停止措置を実施致しました。

次に、南海地震対策にかんすることについて報告させていただきます。

今年3月31日に、南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高が内閣府中央防災会議南海トラフ巨大地震モデル検討会より公表されて以降、黒潮町では防災に特化した職員地域担当制を実施し、7月から8月にかけて計156回の避難訓練を含むワークショップを開催し、延べ4,634人の住民の皆さまの参加を得る中で、避難場所や避難路をはじめとする、各地域の防災課題の洗い出しを実施してまいりました。

そして、8月29日には、津波高・浸水域等の第二次報告および被害想定第一次報告が追加公表されたことから、10月から11月にかけて、町内の消防分団ごとに14地域で、これまでの取り組みと今後の方針、および南

海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等の第二次報告および被害想定第一次報告について住民説明会を実施してまいりました。

さらに、12月10日には高知県版第2弾津波浸水予測が公表される予定となっており、内容について精査、分析をした後に速やかに報告を行うとともに、5月10日にとりまとめました、第1次黒潮町地震・津波防災計画の基本的な考え方を補強した、第2次黒潮町地震・津波防災計画の基本的な考え方を策定し、今後の防災対策を推進、安全、安心のまちづくりを目指してまいります。

また、幡多広域で官民協働の防災体制の充実強化を目的とし、幡多地区自主防災会連絡協議会が11月23日に設立されましたことを併せて報告させていただきます。

次に、拳の川診療所の医師住宅および拳ノ川駐在所建設についてでございます。

以前から要望がございました、拳ノ川駐在所と拳の川診療所の医師住宅が建築の運びとなりました。拳ノ川駐在所につきましては高知県が整備するものでございますが、平成24年11月28日から平成25年2月28日までの工期で、木造2階建て、延床面積97.97平方メートルの建物となっております。町が整備する拳の川診療所医師住宅につきましては、平成24年11月27日から平成25年3月21日までの工期で、木造2階建て、延床面積96.66平方メートルとなっております。整備場所につきましては、両施設とも、旧拳ノ川保育所の前庭に建築することと致しました。

双方の建物は、災害時での防災拠点施設としても、佐賀北部地区だけではなく黒潮町全体として安全、安心なまちづくりに期待を致すところでございます。

最後に、ねりんピックよさこい高知2013の取り組みについてでございます。

ねりんピックにつきましては、第26回全国健康福祉祭こうち大会ねりんピックよさこい高知2013として、来年10月26日から29日の4日間の日程でさまざまな競技が行われますが、本町につきましては、中土佐町と共催でパークゴルフ交流大会を開催することと致しております。本町での競技実施期間は2日間ですが、合計280名の選手団をお迎えして実施することとしているのは、これまでご報告してきたとおりでございます。

このねりんピックのリハーサル大会として、去る11月17日に、パークゴルフ交流大会・黒潮町長杯を開催致しました。当日はあいにくの雨天で、競技者にとりましてはスコアメイクに苦勞をするような天候となりましたけれども、競技運営では、ねりんピック高知県パークゴルフ実行委員会の皆さまにご協力をいただくとともに、食生活改善推進員の皆さまや町職員によるボランティアに支えられ、無事リハーサル大会を終えることができました。

また、おもてなし事業として、食生活改善推進員による温かい豚汁やお茶のサービス、カズダンススクールのよさこい踊りによる歓迎アトラクションなどの事業を行い、競技参加者の皆さまに喜んでいただいたものと考えているところでございます。

このリハーサル大会につきましては、競技運営をはじめ、おもてなし事業、健康教室、歓迎アトラクションなどの事業を実際に行うことにより、本大会のシミュレーションを行うもので、本番を迎えるに当たり大変有意義な大会になったものと思っております。

今大会で出された課題や反省点を洗い出し、対応策を講じるなど検討を加え、今大会の成功に向けて取り組んでいくことと致しておりますので、町民の皆さま、議会の皆さまのご支援、ご協力をよろしくお願い致します。

以上、行政報告とさせていただきます。

議長（山本久夫君）

これで町長の発言を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、8番、山崎正男君、9番、藤本岩義君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月19日までの13日間にしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、会期は本日から13日間に決定しました。

日程第3、議案第50号、さが道の駅用地造成(進入路設置)工事の請負契約の変更契約の締結についてから、議案第58号、黒潮町の消費生活相談等の事務の委託の廃止についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(大西勝也君)

それでは、平成24年12月定例議会に提案致します議案について説明させていただきます。

平成24年12月定例議会に提案致します議案は、議案第50号、さが道の駅用地造成(進入路設置)工事の請負契約の変更契約の締結についてから、議案第58号、黒潮町の消費生活相談等の事務の委託の廃止についてまでの9議案でございます。内訳は、工事請負契約の変更が1件、条例の制定が1件、条例の一部改正が2件、平成24年度の補正予算が3件、幡多広域市町村圏事務組合の規約の一部変更が1件、事務委託の廃止が1件となっております。

まず、議案第50号、さが道の駅用地造成(進入路設置)工事の請負契約の変更契約の締結についてでございます。

さが道の駅の用地造成(侵入路設置)工事は、指名競争入札により契約金額1億185万円で、黒潮町佐賀伊與喜43番地5、株式会社土居建設と請負契約を締結し、現在施工中でございますが、進入路付近の国道の土質条件が悪く、鋼矢板工等の追加が必要になったため、工事の請負契約の変更を締結することについて地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、請負金額の変更は607万1,100円で、変更後の請負金額を1億792万1,100円とするものでございます。

次に、議案第51号、黒潮町証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この改正は、上位法であります地方自治法が改正されたことに伴い、関係する条例の条項を一部改正するものでございます。

内容は、議会が会議等において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者。または、学識経験を有する者等から意見を聞くことができるとされたこと。また、当該地方公共団体の事務に関する調査、または審査のために必要と認めるときは参考人の出頭を求め、その意見を聞くことができるとされたことに伴い、必要な改正を行うものでございます。

次に、議案第52号、黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

この改正も、上位法であります健康保険法施行令が改正されたことに伴い、関係する条例の条項を一部改正するものでございます。

内容は、出産育児の保障制度の創設に伴い、出産一時金の条項を改正するものでございます。

次に、議案第 53 号、黒潮町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてでございます。

この設定は、上位法であります水道法の一部改正により、水道事業者は水道布設工事監督者の配置資格規準および水道技術管理者に必要な資格基準を条例で定めることになったため、その配置基準および資格基準等を定める目的で条例を制定するものでございます。

次に、議案第 54 号、平成 24 年度黒潮町一般会計補正予算についてでございます。

この補正予算は、既決の予算に歳入歳出それぞれ 1 億 2,728 万 6,000 円を追加補正し、歳入歳出総額を 97 億 8,851 万 2,000 円とするものでございます。

補正の概要は、今年度の事務執行状況等に基づき、事業間の調整や過不足を調整するとともに、平成 25 年 2 月 17 日に執行されます農業委員会委員選挙に伴う費用を補正させていただきました。また、地震対策の一環として木造住宅の耐震化への促進や、来年度、大方地域へ学校給食を拡充するために必要な備品等を整備する費用を中心に、それぞれ必要な補正をさせていただきました。

まず、歳出の主なものを申し上げます。

2 款総務費では、臨時職員等の増加、共済費の率のアップによる共済費の追加として 400 万円、北郷集落活動センター開設に伴う施設改修費の追加として 710 万円、来年 2 月 17 日に執行されます農業委員会委員選挙に必要な経費として 496 万 8,000 円を補正させていただきました。

3 款民生費では、地区集会所のエアコン、トイレ等の整備費の追加として 2,200 万円。県からの権限移譲により新たな療養介護医療が必要になったことや、障害福祉サービスの給付の増加が見込まれること。また、平成 23 年度自立支援医療費等の事業費が確定したことに伴う返還金など、障がい者自立支援として 4,409 万 2,000 円。保育所入所児童の増加に対応する臨時職員の賃金の追加として 731 万 4,000 円を補正させていただきました。

5 款労働費では、津波避難行動調査等に必要な臨時職員の賃金として 247 万 9,000 円、6 款農林水産業費では、入野漁港ストックマネジメント事業の繰り延べにより 1,860 万円の減額補正をさせていただきました。

8 款土木費では、町道整備事業の見直しにより 563 万円の追加補正。9 款消防署では、地震津波避難対策の一環として木造住宅の耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事費などの補助に 1,209 万 5,000 円。また、新たな事業としてブロック塀等の改修費の補助に 100 万円を補正させていただきました。

10 款では、来年度、大方地域へ学校給食拡充に伴い、必要な消耗品費や備品購入費として 2,029 万 3,000 円、学校給食の放射能検査費として 7 万 2,000 円を補正させていただきました。

これに伴う歳入は、それぞれの事業に対する国、県の補助金および町債で調整し、これら特定財源で不足する額を一般財源である特別交付税で調整させていただきました。

次に、議案第 55 号、平成 24 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についてでございます。

この補正予算は、療養給付費、高額療養費等を平成 24 年 8 月診療までの実績に基づき推計の見直しを行ったことにより補正を行うものでございます。これに伴う歳入は、国の普通調整交付金で調整させていただきました。

次に、議案第 56 号、平成 24 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についてでございます。

この補正予算は、特定入所者の利用増により、介護サービス給付費の増加が見込まれるため補正するものでございます。これに伴う歳入は、保険料、国、県の補助金および一般会計からの繰入金でそれぞれ調整させていただきました。

次に、議案第 57 号、幡多広域市町村圏事務組合同規約の一部変更についてでございます。

この変更は、平成 25 年 4 月 1 日から幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務に、消費者安全法第 10 条第 2 項に定める消費生活センターの業務を加えるとともに、現状にそぐわない条文を削除するため、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、幡多広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正することについて、同法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 58 号、黒潮町の消費生活相談等の事務の委任の廃止についてでございます。

大変申し訳ございませんが、まず、議案書の訂正をお願い致します。

議案書 15 ページの 3 段目、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 の 14 となっておりますが、252 の後に条が抜かかっておりました。条の挿入をお願いするものでございます。

消費生活相談等の事務につきましては、地方自治法に基づき、平成 24 年度から幡多の 5 市町村が四万十市に委託をしておりましたけれども、このたび幡多広域市町村圏組合と構成市町村の協議が整いましたので、当該事務を平成 25 年 4 月 1 日から当組合に移管するため、四万十市と宿毛市、土佐清水市、黒潮町、大月町、および三原村との間の消費生活等の事務の委託にかんする契約を廃止することについて、地方自治法第 252 条の 14 第 3 項の規定において、準用する同法第 252 条の 2 第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

なお、この議案につきましては、前の議案第 56 号と関連しておりますので、併せてよろしくお願い致します。

以上で提案理由の説明を終わりますが、この後副町長、および担当課長等に補足説明をさせていただきますので、よろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

おはようございます。

それでは議案第 50 号の、さが道の駅用地造成（進入路設置）工事の請負契約の変更契約の締結について、補足説明をさせていただきます。配布させていただいております参考資料の 1 ページ目をお開きください。

今回の変更理由につきましては、国道から道の駅施設への進入路として一部既設の水路を取り壊し、ボックスカルバート延長 19 メートルを施工致しますが、施工に際し、当初、掘削時の土止め対策として大型土のうで計画しておりましたが、現場の土質が悪く、また崩壊する恐れがあり、国道通行車線への影響や車両の安全対策を考慮しまして、新たに鋼矢板工、延長 12.8 メートルを追加施工でございます。

また、道の駅造成位置につきましては、従前地が農地で、豪雨時には遊水地となっていましたので新たに流量計算等を行いまして排水路計画をしておりましたが、近年の集中豪雨は短期的に雨量も多く、近隣の人家等に支障を来さないように、さらに排水処理能力の向上のため新たに内径 600 ミリの換気口、延長 34 メートルの追加施工するものでございます。

以上、さが道の駅用地造成工事の受入契約の変更契約の締結について、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

おはようございます。

それでは私の方から、議案第 51 号、黒潮町証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、

細部の説明をさせていただきます。議案書の方は3、4ページ、参考資料、新旧対照表の方はですね、2ページをご覧くださいというふうに思います。

この条例改正は、議会や農業委員会、選挙管理委員会等の町の機関の求めにより、参考人や承認として出頭、あるいは出席した場合の方のですね、費用実費弁償について定めるものでございます。制度そのものは現在もありますけれども、今回、上位法であります地方自治法の条項の改正がありましたので。中でもですね、地方自治法第115条の2の追加によりまして改正をするものでございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

おはようございます。

それでは議案第52号、黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明を致します。ページで5ページ、6ページ。それから新旧対照表でございますが、最後の端のページになります。新旧対照表を見ていただいた方がいいかと思っておりますので、よろしくお願い致します。

現行の第4条でございますが、出産育児一時金として42万円を支給するとしておりますけれども、先ほど町長もおっしゃいましたけれども、健康保険法施行令では政令で定める出産育児一時金は39万円とされ、ただし書きとして、分娩期間が出産時において事故があったときに、当該出生した者の養育に係る経済的負担の軽減を図るため補償を受けることができる産科医療補償制度への加入保険料として3万円を超えない範囲内で上乗せできるとなっておりますので、あらためてこの施行令に沿った改正を行うものでございます。

少し経過を説明させていただきますけれども、この補償制度はですね、21年の1月1日から施行されておりますけれども、当時はこの税条例（後段で「国民健康保険条例」と訂正あり）の改正に当たりましては県知事との協議が必要でございました。県内では産科医療機関がですね、この制度にほとんど加入しているということがございまして、当時は35万から38万円へのアップでございましたけれども、そのまま一律3万円のアップとしておりました。しかしながらですね、すべてこの制度に医療機関が入っているということにはなっておりませんので。まあ県内は入っているとしても、里帰り等でですね同県外の方で仮に出産してですね、保険へ入っていない機関があればですね、その機関への3万円は払えませんので、42万円から3万円を差し引いた39万円しか支払えないこととなります。

そういったことがありますので、施行令に従ってですね文言の整理等と、それから支払いのですね内容を整備させていただいたものでございます。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（武政 登君）

おはようございます。

それでは私の方から、議案第53号、黒潮町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。議案書では8ページ、9ページをお開きください。

先ほど、町長からも概要についてご説明をさせていただきましたとおり、上位法の水道法の一部改正による条例制定でございまして、まず第1条には、この条例制定の目的を掲げてございます。

そして第2条には、布設工事監督者を配置して、監督業務を行うべき工事の内容を後段、カッコ1、カッコ2

にそれぞれ明記してございますのでご確認をお願い致します。

そして第3条、そして第4条には、監督工事の資格条件、4条は水道技術管理者の資格要件を定めてございます。

現在、黒潮町の水道事業に携わる監督職員が、この条項を満たす者が2名ございます。まずその第3条では、カッコ5にございます、8年以上水道事業の工事にかんする技術上の実務に従事した経験を有する者という条項がございまして、黒潮町の水道事業を携わる2名の職員は、それぞれ平成23年度末現在で19年が1名、8年が1名でございまして、第3条、第4条をそれぞれクリアすることとなっております。

第4条では、カッコ3の、10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者という条項で、この条件を満たすこととなっております。経験年数は、いずれも通算でということでございます。

以上、ご審議をよろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壮君）

おはようございます。

それでは私の方から、議案第54号、平成24年度黒潮町一般会計補正予算につきまして補足説明をさせていただきます。説明は補正予算書に基づいて行いますので、まず、お手元に配布しております補正予算書の1ページをお開きください。

町長と重複する分もあろうかと思えますけれども、よろしく申し上げます。

この補正予算は、既決の予算に歳入歳出それぞれ1億2,728万6,000円を追加し、歳入歳出総額を97億8,851万2,000円とするものです。また、2条で地方債の補正を致しておりますのでよろしく申し上げます。

補正予算の概要につきましては、冒頭、町長が説明致しましたので省略させていただきますが、それぞれ必要な予算を補正させていただいたところでございます。

それではまず、歳出の事項別明細書から説明致しますので、18ページをご覧ください。

2款総務費でございます。1,674万6,000円補正し、14億9,024万3,000円とするものでございます。この主な要因は、臨時職員の増および共済負担率のアップや旧北郷小学校の改修に伴うもの、また、農業委員会委員の選挙費用を補正したことによるものでございます。

続きまして、主な項目を申し上げます。

1項総務管理費1目一般管理費では、281万2,000円の補正です。主なものとしましては、9節旅費でございますが、101万8,000円。これは、町長や職員等が東京などへ地震の要望や調査などに行くことが多くあり、予算に不足が見込まれるため、100万円を補正するものでございます。12節役務費では139万9,000円を補正致しました。これは、郵便料がこれまでの実績で当初見込みより多く見込まれるために追加補正をさせていただくものでございます。

次に、2目人事管理費でございます。400万円補正するものです。これは冒頭、町長からもありましたけれども、臨時職員の増加、および共済費の負担率アップによるものでございます。

次に、6目企画費でございます。423万1,000円補正するものでございます。主なものは、15節工事請負費の710万円でございます。これは、現在、旧北郷小学校を集落活動センターとして整備するため実施設計を策定しているところでございますが、整備費が見込みより多く掛かることになりましたので追加をさせていただくものでございます。

次に、4項選挙管理費（選挙費）でございます。8目農業委員会選挙管理費でございますが、496万8,000円

の補正です。内容は、1 節報酬から 14 節使用料及び賃借料に、それぞれ選挙事務に必要な経費を補正させていただくものでございます。それぞれの説明欄に項目を掲載しておりますので、ご確認ください。

続いて 20 ページでございますけれども、3 款民生費です。7,685 万 5,000 円補正し、20 億 4,689 万円とするものでございます。この主な要因は、集会所等の整備や施設利用者の増加による障がい者自立支援費の増加、さらには、保育所への入所児童の増加に伴う臨時職員の増などにもよるものでございます。

まず、1 目社会福祉総務費でございます。2,266 万 8,000 円補正するものでございます。主なものは、集会所へエアコン、トイレ等を整備する費用で、13 節委託料に、集会所等の整備に必要な設計委託費を 200 万円。また、15 節に整備工事費として 2,000 万円追加するものでございます。この費用はすべて補助金で対応することとなっております。

次に、7 目障がい者自立支援費でございます。4,409 万 2,000 円補正するものでございます。主なものは、20 節扶助費の 3,247 万 7,000 円と、23 節償還金利子及び割引料の 1,251 万円でございます。20 節の扶助費では、障害者自立支援給付費が障害者サービス給付実績見込み等により増額が見込まれるため 2,969 万 4,000 円を追加するとともに、県からの権限移譲により新たに療養介護医療費が必要となったため、481 万円を補正するものでございます。

次は 22 ページになりますけれども、22 節償還金利子及び割引料でございます。これは平成 23 年度の障がい者自立支援医療費と支援給付費の国、県の補助金が確定されたことによる返還金を 1,251 万円それぞれ補正したものでございます。

次に、3 項児童福祉費、3 目児童福祉施設費でございます。894 万 1,000 円補正するものでございます。

まず、7 節賃金でございますが、これは保育所入所児童の増加に伴い臨時職員が必要となったため、731 万 4,000 円を追加補正。また、11 節需用費では、保育所入所児童の増加により賄材料費が必要となったため、133 万 6,000 円を補正するものでございます。20 節扶助費では、多子世帯の入所者が 1 名増加したため、29 万 1,000 円を追加するものでございます。

次に、4 款衛生費です。11 万 6,000 円補正し、7 億 395 万 2,000 円とするものです。額は少ない金額でございますけれども、これは合併処理浄化槽に対する補助金でございます。この補助金につきましては、当初 5 人槽を 17 人、7 人槽を 18 人、10 人槽 1 基で計上しておりましたが、10 人槽の希望者がなかったため、5 人槽を 2 基増設して 19 基に変更し財源調整をしたことにより、11 万 6,000 円の増額となったものでございます。

次に、5 款労働費です。398 万 1,000 円補正し、1 億 5,628 万 9,000 円とするものでございます。2 目雇用対策（基金）事業費でございますが、主なものとしまして、7 節賃金の 247 万 9,000 円でございます。内容は、津波避難行動調査事業が、津波浸水地区での住民の津波避難行動計画をより緻密（ちみつ）にするため、各地区で調査を実施する臨時職員を雇用する賃金として 128 万 2,000 円。また、情報通信設備利活用事業として、黒潮町光ネットワークサービスの向上を図るため、訪問等による情報伝達機器の使用、管理の方法の説明などを行う臨時職員を雇用する賃金として 119 万 7,000 円を補正するものでございます。

次に、24 ページでございます。

6 款農林水産業費です。ここでは 1,995 万 5,000 円減の補正で、5 億 7,206 万 2,000 円とするものでございます。この減の主なものは、入野漁港ストックマネジメント調査事業を繰り延べすることによるものでございます。

まず、1 項農業費、3 目農業振興費でございます。額は少額ですが、62 万円補正するものでございます。主なものとしましては、13 節委託料 23 万 1,000 円でございます。これは、来年度から計画しています農業公社の設立登記にかんする業務委託費として 19 万 9,000 円、また、それに伴う研修ハウスの設計委託費として 3

万2,000円、それぞれ補正するものでございます。

続いて、3項水産業費、2目水産業振興費でございます。ここでは103万9,000円の減額となっております。主なものとしましては、11節需用費の修繕費202万5,000円でございます。これは入野漁港修繕費として、入野漁港共同加工施設の屋上の屋根の防水シートの張り替えに130万円。また、佐賀漁港水産加工施設の修繕に90万5,000円となっております。13節委託料の1,394万5,000円については、15節工事請負費の660万円、また、17節公有財産購入費330万円、22節補償補填及び賠償金360万円をそれぞれ減額し、佐賀地区漁業集落環境整備事業で進めています避難道整備の実施測量設計委託へ事業間の調整を行うものでございます。19節負担金補助及び交付金399万4,000円の減額でございますが、これは佐賀漁港給油施設の改修を繰り延べしたために減額するものでございます。

次に、3目漁港漁場整備事業費でございます。26ページをご覧ください。ここも2,100万円減額でございます。

まず、13節委託料でございます。1,860万円の減額となっております。これは先ほども触れましたが、入野漁港ストックマネジメント事業を繰り延べしたことによる減額でございます。15節工事請負費も150万円の減額でございます。これは入野漁港の船上場の改修工事でございますが、漁協と再検討した結果、事業を繰り延べることになったため減額するものでございます。

次に、8款土木費でございます。2,219万1,000円補正し、9億2,486万8,000円とするものでございます。この主な要因は、高規格道路関連での流木等の補助費を補正したことによるものでございます。

まず、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費でございます。1,100万円補正するものでございます。これは先ほど言いましたように、22節補償補填及び賠償金でございます。高規格道路関連で土捨て場への工事用道路を国が計画しているところでございますが、用地代と流木等の補償費は町が対応することになっております。用地等につきましては当初で予算化しておりましたが、流木等につきましては調査ができてませんでしたので、今回補正をするものでございます。

続いて、5項都市計画費、1目都市計画総務費でございます。553万6,000円補正し、3,838万8,000円とするものでございます。これは17節公有財産購入費でございます。錦野にあります県職員住宅用地を購入するものでございます。面積は316.94平方メートルとなっております。

次に、2目都市環境整備事業費でございます。563万円補正するものでございます。これは、24年度の町道整備事業と入野駅前多目的広場整備事業の事業間調整を行ったことによるものでございます。その内容、事業については説明欄に書いてありますので、またご確認ください。

そのほかにですね、15節工事請負費でCCTV整備工事として100万円と、道の駅造成工事として500万を計上していますが、まずCCTV整備工事につきましては、補助事業の関係で9節消防費から予算組替をしたことによるものでございます。また、道の駅造成工事につきましては先ほど説明を致しましたとおり、土質条件により土止めに矢板工、鋼矢板工等排水処理対応により、管渠（かんきょ）工を追加する必要性が生じたためのものでございます。

次に、28ページをご覧ください。

9款消防費でございます。1,223万3,000円補正し、16億1,347万5,000円とするものでございます。この主な要因は、地震対策として住宅の耐震化を促進するための経費を計上したところによるものでございます。主なものは、4目消防費でございます。1,209万5,000円補正致しました。

内容は、13節委託料が木造住宅耐震診断委託費が15件で49万5,000円。19節負担金補助及び交付金では、木造住宅耐震改修工事費への補助金が12件で1,080万円。また、木造住宅耐震改修設計費への補助金が4件で

80万円となっています。そして、新しく補助制度を設けたブロック塀等の改修費への補助金が5件で100万円の補正となっております。

次に、29ページをご覧ください。

10款教育費でございます。1,511万9,000円補正し、7億6,709万7,000円とするものでございます。この主な要因は、平成25年度に学校給食を大方地域に拡充するための経費でございます。

まず、2項小学校費、1目学校管理費でございます。575万3,000円の減額でございます。これは、主なものとしましては15節工事請負費でございまして、三浦小学校校舎解体工事の入札減による706万円の減額となったことによるものでございます。

前後しますけれども、11節需用費の消耗品費では、学校給食を拡充するために必要な食器類や家具類などを購入する経費として130万7,000円を補正するものでございます。

次に、30ページをご覧ください。

3項中学校費、1目学校管理費でございます。11節需用費に150万円補正をしております。これは、大方中学校の水道が漏水により水道料が不足するため補正するものです。この漏水場所がですね、教室の下のためなかなか改修が難しい状況がありますが、このたびの大規模改修でですね、給水管を改修することとしておりますので、今後はこれも解消ができるというふうに考えております。

2目教育振興費では、19節負担金補助及び交付金に20万円補正致しました。これは、学校でのけがに対するスポーツ振興センター共済給付金ですが、このたび佐賀中学校で事故があったことを受けて、追加補正をするものでございます。

次に、5項保健体育費、2目学校給食費でございます。1,905万8,000円補正致しました。内容は11節需用費でございます。大方地区への学校給食拡充に必要な食器類等の購入費として709万8,000円。

次に、18節備品購入費でございます。ここではランチテーブルや調理関係の備品を購入する経費として1,165万円を補正するものでございます。なお、配送車や大きな備品は既決の予算で対応することとしておりますので、よろしく申し上げます。

また、32ページには農業委員会委員選挙に伴う人件費給与明細書の補正をしておりますので、ご確認ください。

続いて、歳入に入ります。13ページへお戻りください。

まず、10款地方交付税でございます。6,069万1,000円補正し、39億4,301万円とするものでございます。この中で、地方交付税は普通交付税と特別交付税があるわけでございますけれども、普通交付税は9月の補正ですべて充当致しましたので、この補正では特別交付税で一般財源の不足分を充当させていただきました。

次、12款分担金及び負担金、14款国庫支出金、および15款県支出金は、それぞれの事業に基づいた調整を致しております。内容は説明欄に記載しておりますので、ご確認ください。

16款財産収入でございますが、15ページになりますけれども。これは錦野団地の県の職員住宅を購入することにしておりますけれども、一部売り払う計画でございますので、その収入を予定しているものでございます。

次に、16ページをご覧ください。

21款町債でございます。2,150万円補正し、26億523万3,000円とするものでございます。これらは、それぞれの事業に対する起債を調整させていただいたものでございます。

次に、9ページをご覧ください。

第2表地方債の補正でございます。ここでは、先ほど歳入で説明致しました起債を目的別にまとめたものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は変更ありませんが、補正前の限度額25億8,373万3,000円を補

正後の限度額として 26 億 523 万 3,000 円とするものでございます。

以上で、平成 24 年度黒潮町一般会計補正予算についての補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願
いします。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

それでは、議案第 55 号、平成 24 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明させていた
だきます。

その前にですね、先ほど保険条例の所で私、当時、税条例と言ったと思いますけれども、国民健康保険条例
でございますので、訂正させていただきます。どうもすいませんでした。

黄色の分でございます。

それでは、議案第 55 号、平成 24 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明させていた
だきます。

当補正予算でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1,366 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総
額をそれぞれ 19 億 9,957 万円とするものでございます。

歳入につきましては、調整交付金の増額およびレセプト点検委託費への繰入金増額。それから歳出につき
ましては、委託費の変更増によるもの、および本年 8 月までの診療実績による 24 年度推計を行いまして、各給
付費の増額また減額とするもの、および保険財政支出金の概算交付額の減額により補正をするものでございま
す。

8 ページをお開きください。

歳入でございますが、3 款 2 項 1 目、財政調整交付金ですが、歳出の 2 款 2 項 1 目および 2 目療養給付金が
増額、また減額となったもの。また、2 款 2 項 1 目および 2 目高額療養費が増額、減額となったこと。また、7
款 1 項 2 目、保険財政共同安定化事業拠出金が概算交付されましたけれども、減額となりましたので、これら
を財政交付金で調整した 1,300 万円を増額補正と、9 款 1 項 1 目、その他繰入金でございますが、委託費を増
額補正した 66 万 8,000 円を合計しました 1,366 万 8,000 円を増額補正するものでございます。

次に、9 ページ、10 ページになりますけれども、歳出でございます。

1 款 1 項 1 目の 66 万 8,000 円増額でございますが、事務量の増加によりまして委託日数を変更したための
増額でございます。

次に、2 款 1 項 1 目、一般被保険者療養給付費総額 600 万円、および 2 目退職被保険者等療養給付費、減額
500 万円につきましては、先ほど申し上げましたが、本年度 8 月までの実績から推計しまして補正をするもの
でございます。

続きまして、2 款 2 項 1 目、一般被保険者高額療養費増額 2,700 万円、および退職被保険者等高額療養費
500 万円の減額につきましても、8 月までの実績によって推定補正をさせていただいたものでございます。

また、7 款 1 項 2 目、保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、概算ではございますが 1,000 万円の
減額となりましたので減額補正し 1,366 万 8,000 円増額補正をするものでございまして、歳入歳出総額 19
億 9,957 万円とするものでございます。

どうかよろしくお願ひ致します。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

それでは議案第 56 号、平成 24 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について、補足説明をさせていただきます。配布しておりますオレンジ色の予算書をご覧ください。

まず、1 ページをお開きください。

補正理由は、施設入所者の増加による特定入所者介護サービス費の増額と、介護保険事務処理システムのシステム改修に伴う増額を計上したものです。合計額で、歳入歳出それぞれ 992 万 1,000 円の増額を行い、総額を 17 億 158 万 4,000 円とするものです。

続きまして、歳出から説明させていただきます。最後の 10 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項 1 目、一般管理費の 13 節委託料につきましては、厚生労働省から配布を受けている認定ソフトが今年度末に更新されることから、連携を図るために介護保険事務処理システムの改修を行うために 31 万 3,000 円を計上しております。

次に、2 款保険給付費、6 項 1 目、特定入所者介護サービス費の 19 節負担金については、非課税世帯の認定者が介護施設や短期入所のサービスを利用したことによる個人負担分の中で、食費や滞在費の限度額を超えた部分を負担するものです。介護老人保健施設が開所したことや、特別養護老人ホームの入所者の増加などによる対象者の見込み数の増加により 960 万 8,000 円を増額するものです。

続きまして、歳入の説明を致します。予算書 8 ページから 9 ページをご覧ください。

1 款保険料、1 項 1 目、第 1 号被保険者保険料から 7 款 1 項 1 目、介護給付費繰入金までは、先ほど説明させていただきました特定入所者介護サービス費の増額分をそれぞれの負担区分に応じ計上するものです。また、4 目その他一般会計繰入金は、事務処理システムの改修費として一般会計より繰り入れを行うものです。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは私の方から、議案第 57 号、幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更について、細部の説明をさせていただきます。議案書の方は 13 ページ、14 ページをご覧ください。

今回の変更は 2 点ございます。まず 14 ページの、第 3 条中「及び社会福祉法人西土佐福祉会」を削り、とあるのがですね、四万十市西土佐にあります特別養護老人ホームかわせみについて、現在、幡多広域の事務として管理運営を行っておりますけれども、今後、構成 6 市町村の議会の議決を受けた後、県知事の認可を受け、管理運営を幡多広域市町村圏事務組合から地元に移管するものでございます。

カッコ 7 の消費者安全法関係ですけれども、次の議案第 58 号と関連しますけれども。現在、消費生活相談の事務につきましては、幡多地区の四万十市を除く 5 市町村が四万十市に委託をして行っております。この事務をですね、平成 25 年 4 月 1 日からは幡多広域市町村圏事務組合で行うようにするために規約の改正を行うものでございます。

以上です。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

それでは、議案第 58 号の黒潮町の消費生活相談等の事務の委託の廃止について、補足説明をさせていただきます。議案書の 15、16 ページをお開きください。

これは先ほども総務課長の方からもご説明がありました、議案第 57 号と関連しております。

概要につきましては、平成 21 年度に消費者庁関連三法が施行されまして、国の消費者庁が発足しました。それに伴い、地方公共団体において消費生活相談等の事務を行う消費生活センター設置を法律上位置付けられました。それらを踏まえ、幡多地域では幡多広域で四万十市に消費生活センターを設置し、本年 4 月 1 日より、地方自治法に基づく事務委託方式により消費生活相談等の事務を四万十市に委託していました。このたび、幡多広域市町村圏事務組合との協議が整い、当該事務を平成 25 年 4 月 1 日より当組合に移管するため、四万十市と宿毛市、土佐清水市、黒潮町、大月町、および三原村との間の消費生活相談等の事務の委託にかんする規約を廃止するものです。

なお、消費生活センター設置場所については、今までと同様に四万十市右山五月町の四万十市立働く婦人の家内に設置しています。また、相談員については 2 名から 3 名体制に、1 名増員することとしております。

ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

これで、提案理由の説明を終わります。

ただ今議題となっております議案第 50 号、さが道の駅用地造成（進入路設置）工事の請負契約の変更契約の締結についてから、議案第 58 号、黒潮町の消費生活相談等の事務の委託の廃止についてまでの質疑および委員会付託につきましては、10 日の会議日程とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 10 時 15 分